第二十条の三第三項中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の六第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第四十二条の六第一項第一号」を「第四十二条の六第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行令第二十七条の六第一項第二号に規定する財務省令で定める事業は、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業とする。

2　次に掲げる事業は、施行令第二十七条の六第一項第二号に規定する主要な事業に該当するものとする。

一　継続的に法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等の経営資源（事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

二　法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業

第二十条の九第二項中「第二十七条の十二の四第五項」を「第二十七条の十二の四第四項」に改める。

第二十条の十の三第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

第二十条の十一から第二十条の十五まで　削除

第二十条の十一から第二十条の十五までを次のように改める。

第二十条の十六第十項中「設備が」の下に「当該設備をその事業の用に供した当該各号の上欄に掲げる地区に係る」を加え、「産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した」を「地区内の」に改める。

第二十条の十九を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十六条第一項に規定する財務省令で定めるものは、農業競争力強化支援法第二条第五項第一号の合併、分割及び農業生産関連事業の譲渡又は譲受け並びに農業競争力強化支援法施行規則第一条第一項第一号から第十号までに掲げる措置とする。

第二十条の二十三第一号中「法人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第二十一条の十七第二項中「の同条第一項」を「の同項」に改め、同条第三項中「日本船舶（以下この項において「日本船舶」という。）を用いた対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に、「日本船舶以外の船舶を用いた」を「日本船舶外航事業以外の」に改め、同項第一号イ中「日本船舶及び日本船舶以外の船舶（これらの船舶のうち」を「これらの事業の用に供した船舶（」に改め、「純トン数に」の下に「、日本船舶外航事業の用に供する船舶にあつては」を、「稼働日数を」の下に「、その他外航事業の用に供する船舶にあつてはその他外航事業の用に供した日数を、それぞれ」を加え、同項第二号イ中「日本船舶及び日本船舶以外の船舶（これらの船舶のうち」を「これらの事業の用に供した船舶（」に改め、同項第三号、第四号ロ及び第五号ロ中「日本船舶及び日本船舶以外の」を「これらの事業の用に供した」に改める。

第二十一条の十八の二第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十一条の二第一項に規定する財務省令で定めるものは、農業経営基盤強化促進法第十九条第八項の規定による公告（以下この項において「公告」という。）があつた同条第一項に規定する地域計画（これを変更した旨の公告があつたときは、その変更後のもの）に、農業経営基盤強化促進法施行規則第十七条の規定によりその名称が記載されている認定農地所有適格法人（法第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人をいう。）とする。

第二十一条の十八の三第二項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改める。

第二十一条の十九第二項第十二号を削り、同項第十一号中「第六十二条の三第四項第十一号に掲げる」を「第六十二条の三第四項第十二号に掲げる」に改め、同号イ中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に、「第三十八条の四第二十三項各号」を「第三十八条の四第二十三項各号」に改め、同号ロ中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「同条第四項第十号」を「同条第四項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六十二条の三第四項第九号」を「第六十二条の三第四項第九号に掲げる」に改め、同号イ中「第六十二条の三第四項第八号の二」を「第六十二条の三第四項第八号の二ロ」を「第六十二条の三第四項第九号」に改め、同号ロ⑴中「第六十二条の三第四項第八号のニイ」を「第六十二条の三第四項第九号イ」に改め、同号ロ⑵中「第六十二条の三第四項第八号の二」を「第六十二条の三第四項第九号ロ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号ロ中「通知に係る」の下に「都市計画法第四条第十三項に規定する」を、「かつ、」の下に「施行令第三十八条の四第二十五項各号に掲げる区域内に所在する旨及び」を加え、同項第十四号イ中「同号に」を「同号ハに」に、「）及び」を「）並びに」に改め、同号ロ中「イに規定する認定に係るイの区域」を「同号ロに規定する都市計画区域」に改め、同項第十五号イ中「同号に」を「同号ニに」に、「）及び」を「）並びに」に改め、同号ロ中「イに規定する認定に係る当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行うイの区域」を「同号ハに規定する都市計画区域」に改め、同条第六項中「第六十二条の三第四項第十号」を「第六十二条の三第四項第十一号」に改め、同条第七項中「第三十八条の四第二十二項第二号ハ」を「第三十八条の四第二十三項第二号ハ」に改め、「及び次項」を削り、「のうち、それぞれ一の者とする。」を「をそれぞれ一の者とみなしたときにおける当該所有権を有する者又は当該借地権を有する者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号ハ中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項第一号中「第十一項第一号イ」を「第十項第一号イ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十項各号に掲げる」を「第九項各号に定める」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項第一号ロ中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項第二号ハ中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とする。